

お お や ま ざ き ち ょ う
大 山 崎 町

競争入札等参加資格審査申請要項

測量・建設コンサルタント業務等

はじめに

大山崎町（大山崎町水道事業を含む）が発注する下記の「資格審査対象業務」（以下「測量業務等」という。）の競争入札等に参加するには、「測量業務等競争入札等参加資格審査」を受けなければなりません。

「測量業務等競争入札等参加資格審査」を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ申請してください。参加資格の有効期間は下記のとおりですので、ご注意ください。

申請書類の提出は、「郵便による申請」のみとします。

本要項及び手引きをしっかりと読みいただき、正しく手続をしていただきますようご協力をお願い申し上げます。

～参加資格の有効期間～

令和5・6年度（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

～資格審査対象業務～

資格対象となる業務は次の6業種です。

資格審査対象業務	具 体 例
① 測量	測量一般、地図の調整、航空測量
② 土木関係建設コンサルタント業務	河川砂防及び海岸、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境、機械、電気及び電子
③ 地質調査業務	地質調査業務
④ 建築関係建設コンサルタント業務	建築一般（建築事務所登録）、意匠、構造、暖令房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査、工事監理(建築)、工事監理(電気)、工事監理(機械)
⑤ 補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
⑥ その他	不動産鑑定、登記手続等、その他

1 申請資格について

申請を行うには、次のいずれにも該当しない者でなければなりません。

- ① 登録業種に対応する次のいずれかの登録を受けておらず、有効な資格者を置いていない者
 - (ア) 測量法第55条第1項の規定による登録
 - (イ) 建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録
 - (ウ) 地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録
 - (エ) 建築士法第23条第1項の規定による登録
 - (オ) 補償関係コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録
 - (カ) 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項の規定による登録
- ② 個人の場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 申請日現在において、市区町村民税を滞納している者
- ④ 申請日現在において、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 申請日現在までに、大山崎町が発注した測量業務等に関して債務を履行していない者
- ⑥ 大山崎町暴力団排除条例（平成24年大山崎町条例第19号）第2条の（1）から（4）の規定に該当する者
- ⑦ 測量業務等競争入札等参加資格審査申請及びその添付書類に故意に虚偽の内容を記載した者

2 申請書等の入手方法及び申請方法

(1) 申請に関する要項・手引き及び申請書類は全てホームページからダウンロードしてください。申請用紙等の配布は行っておりません。

(2) 郵便方式のみ

簡易書留、特定記録郵便またはレターパック(青・赤)で下記郵送先まで送付してください。

令和4年12月 1日(木)～令和4年12月15日(木)消印まで有効とします。

申請書類郵送の封筒の表・左下には朱書きで「測量・建設コンサルタント業務等資格審査申請書類在中」と明記してください。

受領書の通知を送付するための封筒(定型 長形3号 120×235mm、84円切手貼付、宛名記入)を同封してください。(複数の業種を希望する場合は業種数の枚数が必要。)

なお、書類に不備があった場合は通知書に従い、指定された日までに不足書類等を再提出してください。

郵送先

☎618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地
大山崎町 総務部 総務課 管財係
電話 (075) 956-2101 (内線 371)

3 申請時の注意事項

- ① 後日、申請内容について確認を求められることがあります。また、行政書士に申請を依頼する場合も行政書士が十分に質問に答えられるよう配慮してください。
- ② 申請内容について審査の必要があるときは、記載事項を証明できる書類等の提出を求めることがありますので、ご了承ください。
- ③ 申請された内容を基に、大山崎町入札参加資格者名簿を作成します。これにより作成した名簿は公開しますので承知してください。なお、他の提出書類については、大山崎町情報公開条例及び大山崎町個人情報保護条例等に基づき取り扱うものとします。

4 申請書の綴じ方

提出書類は、「提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント業務等）」に従い、次のようにして提出してください。

書類 1～15	穴を開けて A4フラットファイル（イエロー色）に綴じて提出
書類 16～20	クリップ止めで提出（ファイルに綴じない。）

書類は番号順に綴じてください。

ファイルは、A4フラットファイルのイエロー色を使用し、表紙及び背表紙の上部に「令和5・6年度競争入札等参加資格審査申請書」と記入し下部に会社名（商号又は名称）を記入してください。

5 提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント業務等）

ファイルに綴じる書類

○…必要 ×…不要 △…該当する場合に必要

書類	提出書類	法人	個人	提出書式
1	測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札等参加資格審査申請書	○	○	様式1
2	委任状	△	△	様式2
3	印鑑証明書	△	○	写し可
4	取引使用印鑑届	○	○	様式3
5	市区町村民税に係る完納証明書又は納税証明書	○	○	写し可
6	消費税及び地方消費税の納税証明書	○	○	写し可

7	履歴事項全部証明書	○	×	写し可
8	測量法第55条の8の規定に基づく書類	△	△	写し可
9	現況報告書	△	△	写し可
10	財務諸表又は決算報告書	△	×	任意様式 ※書類8又は9がある場合は省略可
11	所得税確定申告書又は青色申告書	×	○	写し可
12	測量等実績調書	○	○	様式4
13	営業所一覧表	△	△	様式5 ※書類8又は9がある場合は省略可
14	業者カード	○	○	様式6
15	登録通知書又は登録証明書	○	○	写し可

※詳細は申請書類作成の手引をご参照ください。

クリップ止めの書類

書類	提出書類	法人	個人	提出書式	注意事項
16	競争入札等参加資格審査申請書類調書 (測量・建設コンサルタント等)	○	○	様式7	※印の欄の商号又は名称を記入してください。
17	測量・建設コンサルタント業務等競争入札等参加資格審査申請書 (様式1)の写し	○	○	/	押印済みの書類1をコピーしたもの
18	業者カード(様式6)の写し	○	○		記入済みの様式6をコピーしたもの
19	受領書	○	○	様式8	商号又は氏名・代表者名を記入
20	返信用封筒	○	○	長3号	宛名記入(84円切手貼付)のこと 複数の業種を希望する場合は業種数の枚数が必要(最大4枚)

6 申請書類の作成及び記入要領について

申請書類の作成については、「申請書類作成の手引き」を参照してください。

記入要領等不明な点については、お問い合わせください。

大山崎町 総務課 管財係

電話(075)956-2101 (内線 371)

(午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時まで及び土・日・祝日を除く。)

7 審査結果の通知

資格審査の結果は、申請時に添付の返信用封筒にて通知します。(受領書の送付をもって受理に代えます。)

ただし、提出された書類に不備があり、通知書に従って再提出期限までに不備書類を提出されない場合は、不受理とします。(この場合において、提出された書類は破棄処分とし、お返しできません。)

8 申請書等の記載事項の変更

申請後、次の事項に変更があった場合は、「競争入札等参加資格審査申請記載事項変更届」により、下記提出先あて速やかに届けてください。(持参・郵送ともに可)

なお、希望業務の種類の変更等(廃業を除く。)は次回登録まで受け付けません。

<提出先>

☎618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

大山崎町 総務部 総務課 管財係

電話 (075) 956-2101 (内線 371)

変更事項	添付書類	
	個人	法人
<ul style="list-style-type: none"> ・商号又は名称 ・主たる営業所の所在地 ・法人の資本金額、出資総額 	/	履歴事項全部証明書 (写し可)
<ul style="list-style-type: none"> ・代表者 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書(写し可) ・委任状 (該当者のみ)
<ul style="list-style-type: none"> ・測量業者等の登録番号 ・ 〃 登録年月日 ・ 〃 登録部門 	登録通知書(写し)又は登録証明書(写し)	登録通知書(写し)又は登録証明書(写し)
<ul style="list-style-type: none"> ・受任者(委任状提出者のみ) 	委任状	委任状

9 競争入札等参加資格の承継

競争入札等参加資格を持つ者が次のような場合等に該当し、その資格の承継を希望する場合は、「測量・建設コンサルタント業務等入札等参加資格承継申請書」によって速やかに届け出てください。届出がない場合は、資格がなくなります。

添付書類等の詳細については、お問い合わせください。

事 例	承継できる者
個人事業主が死亡したとき	相 続 人
個人事業主が老齢又は疾病のために業に従事できなくなったとき	生計を一にする同居の親族
個人、協同組合等が法人を設立したとき	設立された法人
法人又は個人が合併したとき	合併によって成立した法人
法人又は個人が営業の全部を譲渡したとき	営業の全部を譲り受けた法人
法人が営業の全部を分割したとき	営業の全部を承継した法人